

町長及び町議会議員選挙の公営制度について

総務課(選挙管理委員会)

1 趣旨

公職選挙法の改正により、町長及び町議会議員選挙においても『選挙運動用自動車の使用』『選挙運動用ビラの作成』『選挙運動用ポスターの作成』の3点が条例に定めることで、公営の対象となる。

2 目的

立候補に関する環境の改善することを目的としており、公営制度導入によって、議員のなり手不足の解消や立候補しようとする人材のすそ野を広げる事が期待される。

3 琴浦町における対応

県内においても公営制度導入に向けて条例の制定が進められており、琴浦町においても立候補しやすい環境の構築を図るという法改正の目的を鑑みて、法定額での制度設計とする。

4 選挙公営制度における単価(案)

選挙公営種別		単価(限度額)案
一般運送契約(ハイヤー業者等)		64,500円/日 2台以上使用した場合1台に限る
その他契約	自動車借入契約(レンタル)	15,800円/日 2台以上使用した場合1台に限る
	燃料供給契約	7,560円/日 2台以上使用した場合1台に限る
	運転者雇用契約	12,500円/日 2台以上使用した場合1台に限る
選挙運動用ビラ		7円51銭/枚 町長5,600枚 町議1,600枚
選挙用ポスター		1,320円/枚 掲示場100箇所分まで

選挙運動用自動車は、一般運送契約かその他契約のいずれか

町長選挙2名、町議会議員18名立候補として試算(うち1名はハイヤー使用と仮定)

- ・ハイヤー契約 64,500円×5日×1人=322,500円
- ・その他契約 (15,800円+7,560円+12,500円)×5日×19人=3,406,700円
- ・選挙運動用ビラ 町長選挙:5,600枚×7.51円×2人=84,112円
町議選挙:1,600枚×7.51円×18人=216,288円
- ・選挙用ポスター 1,320円×100箇所×20人=2,640,000円

合計 6,669,600円

5 供託金について

- ・町議会議員選挙についても供託金制度(15万円)が導入
- ・供託金が町の帰属となった場合は、公営制度が適用されない。